## 社会福祉法人白子町社会福祉協議会在宅重度心身障害者等紙おむつ給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の重度心身障害者等に紙おむつ及び紙おむつ排出用ごみ袋(以下「紙おむつ等」という。)を給付することにより、本人及び介護に当たっている家族を援助し、その日常生活における負担を軽減し、もって在宅福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「重度心身障害者等」とは、次の各号の一に該当する者をい う。ただし、65歳以上の者については、65歳到達前から当該給付を受給していた者に 限る。
  - (1) 白子町重度心身障害者の医療費等の助成に関する条例(平成27年条例第13号)第 2条第1項に定める者で、常時失禁状態にある3歳以上の者
  - (2) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第1項に 規定する支給決定を受けている者で、常時失禁状態にある3歳以上の者

(対象者)

- 第3条 紙おむつ等の給付を受けることができる者は、白子町に住所を有し、かつ白子町 区域内の居宅において介護されている重度心身障害者等で、次のいずれにも該当する者 とする。
  - (1) 医療機関に入院又は社会福祉施設に入所していない者
  - (2) 他の制度による紙おむつの助成を受けていない者
  - (3) 生活保護法 (昭和25年法律144号) による保護を受けていない者

(事業内容)

- 第4条 紙おむつは予算の範囲内において、会長が定める枚数を毎年4月、7月、10月 及び1月の4期に分けて現物給付するものとする。
- 2 給付する紙おむつは、テープ型紙おむつ、パンツ型紙おむつ、尿取りパッドその他これらに類するものとして会長が認めるものとする。
- 3 紙おむつ排出用ごみ袋は、長生郡市広域市町村圏組合燃えるごみ専用袋(30 リットル用)とし、毎年4月に紙おむつ給付対象者1人につき1年度50枚支給するものとする。ただし、年度途中において支給するときは、次の表に掲げる枚数とする。

給付対象者となった月	支給月	紙おむつ排出用ごみ袋支給枚数
4月、5月及び6月	7月	30 枚
7月、8月及び9月	10 月	20 枚
10月、11月及び12月	1月	10 枚
1月、2月及び3月	4月	50 枚

(申請及び決定)

第5条 紙おむつ等の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、在宅重度 心身障害者等紙おむつ給付申請書(別記様式第1号)を会長に提出するものとする。 2 会長は前項の申請書を受理したときは、その内容を審議し支給の可否を決定し、在宅 重度心身障害者等紙おむつ給付決定(却下)通知書(別記様式第2号)により当該申請 者に通知するとともに給付を決定した者(以下「決定者」という。)は、在宅重度心身 障害者等紙おむつ給付台帳(別記様式第3号)に登録するものとする。

(決定の取消)

- 第6条 会長は、決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付の決定を取り消す ことができる。
- (1) 第3条に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 社会福祉施設に入所又は医療機関へ継続して3カ月を超えて入院するに至ったとき。
- (4) 給付申請に際し、虚偽の申請をした等不正行為が認められたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、給付を必要としなくなったと認められるとき。
- 2 会長は、前項の規定による取消しを行うときは、在宅重度心身障害者等紙おむつ給付 決定取消通知書(別記様式第4号)により当該対象者又はその家族等に通知するものと する。

(不正行為による給付の返還)

第7条 会長は、決定者が、偽りその他不正の行為により給付を受けたときは、その者から当該給付を受けた紙おむつ等の金額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。